

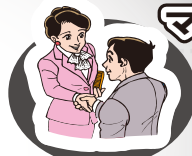
新任管理者
女性リーダーのための

今さら聞けない...

具体事例で分かる

労働法規と

マネジメント手法の
イロハを学ぶ



労務管理 基本の『キ』講座

働き方改革が議論され、今後、様々に法改正を通じて、職場での労務管理を行ううえで、労働法規関連への理解が管理者にとっては欠かせないものです。

そこで、本セミナーでは、多くの管理者が今まで知っていそうで知らなかった、けれど最低限、知っておきたい労働関係の法律知識について事例をもとに体系的・実務的に学んでいただきます。

さらに、部下を管理し、組織として業績を上げていく上で、社員のモチベーションアップ・目標管理の手法などのエッセンスも盛り込み、管理者として求められるスキルと手法を身に付けていただきます。

昨今、法改正はめまぐるしく、従来通りの管理方法では、知らないうちに法令違反となっていたということも考えられます。今やインターネット等に氾濫する情報から間違った要求を上げてくる従業員も散見される時代ですので、労務管理の基礎知識は欠かせません！

今さら聞けない基本のキからやさしく解説していきますので、特に今まで法律に触れる機会の無かった方には必聴の講座となっております。

新たに管理者として働くことになった女性社員、新任管理者・リーダー社員、またもう一度労働法規をおさらいしたい方など、広くご参加頂ける基礎内容となっております。多数のご派遣をお勧めします。

実施要項

日時 ● 平成29年8月29日（火）午後1時30分～4時30分

会場 ● 鶴岡市勤労者会館（鶴岡市泉町8-57）

講師 ● 社会保険労務士 藤本 紀美香 氏

定員50名

定員になり次第締め切ります

受講料

申込先 ● 公益社団法人鶴岡法人会

〒997-0035 鶴岡市馬場町8-13

Tel. 0235-22-8160 Fax. 0235-22-8814

どなたでも
ご参加できます

無料

主催 公益社団法人 鶴岡法人会 共催 鶴岡商工会議所

切り取らずにお送り下さい

FAX 0235-22-8814

労務管理基本の『キ』講座 申込書

申込日【H29. . .】

会社名	業種
住所	【講座へのご要望をご記入下さい。小欄に書ききれない際は、別紙に記入の上、申込書と合わせて、FAX送信下さい。なお、ご要望にお応えしかねない場合もありますので、予めお含み置きのほどをお願いします】
電話	
参加者名	
参加者名	

※個人情報の取り扱いについては、当所の事業活動以外の目的で利用することはありません。

労務管理基本の『キ』講座

講座内容

- 1 知っておきたい労働関係法令基本のキ
 - ・労働契約法による労働契約の原則とは？
 - ・労働時間の定義とは？ ・休憩・休日の定義とは？
 - ・時間外労働・休日労働には 36 協定が必要ですが、そもそも 36 協定って何？
 - ・社員が勝手に行った残業も認められるの？
 - ・年次有給休暇はパート・アルバイトにも発生するって本当？
 - ・最低賃金をクリアしてるかどうかはどうやって確認するの？
 - ・割増し賃金は どうやって計算するの？
 - ・「営業手当」を「定額残業代」として支払っているけど、大丈夫？
 - ・「管理職」と「管理監督者」の違いは？
 - ・育児休業中の社員、賞与はどうするの？
 - ・どうして「クビだ！」と言ってはいけないの？
 - ・普通解雇と懲戒解雇の違いは？
 - ・定年と継続雇用、誰でも 65 歳まで働かなければならないの？
- 2 就業規則基本のキ
 - ・就業規則の役割とは？ ・就業規則の読み方・書き方・作り方
 - ・社員に見せなくなる就業規則
 - ・正社員もパートも、みんな同じ就業規則で大丈夫？
 - ・セクハラ、パワハラ。会社の責任は問われないの？
 - ・従業員の健康管理、ストレスチェックってどんなもの？
 - ・長期欠勤者を解雇することはできるの？
- 3 各種手続き基本のキ
 - ・社員が入社したら→「資格取得届」
 - ・社員が業務上負傷してしまったら→労災保険の給付手続きを
 - ・社員が骨折して1ヶ月休むことに→「傷病手当金」の請求手続きを
 - ・社員が妊娠したみたいですよ→産前から出産、産後、育児休業、職場復帰までの一連の手続きを！
 - ・社員が退職します→「資格喪失届」
- 4 マネジメント基本のキ
 - ・管理者は評価者である
 - ・「好かれる」と「信頼される」ことは違う
 - ・部下もそれぞれ、管理者もそれぞれ。個性を生かそう。
 - ・目標管理のカギは経営理念
 - ・きちんと「儲け」を出してますか？
 - ・どこにでもいる「困った社員」にはどう対応する？

講師

社会保険労務士 藤本 紀美香

大学卒業後、大手流通業に就職し衣料品の販売を担当。結婚を機に退職し、社会保険労務士の資格を取得する。2012年藤本紀美香社労士事務所所長として独立開業。

サラリーマン時代の経験を活かし、人事労務に関する勤所や女性社員からの目を通した経営上の問題解決を得意とする。また年金制度にも精通し、年金相談では相手の立場に立った分かり易い、丁寧な説明が好感を得ている。

講演・セミナー活動：独立行政法人・地方自治体・不動産会社などでセミナーを行うほか、社会貢献活動の一環として小学生や高校生に向けた社会保障の授業も行う。緩急をつけて自在に言葉を操る講演には「わかりやすい」と定評がある。

